

○ 検疫法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 検疫法施行規則（昭和二十六年厚生労働省令第五十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（仮検疫済証の様式等） 第六条 法第十八条第一項の規定により交付する仮検疫済証は、別記様式第四による。</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一 法第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものがあるときは、当該感染症について法第十六条第三項に定める時間</p> <p>二 ジカウイルス感染症の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間</p> <p>三 チクングニア熱の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間</p> <p>四 〃八（略）</p>	<p>（仮検疫済証の様式等） 第六条 法第十八条第一項の規定により交付する仮検疫済証は、別記様式第四による。</p> <p>2 法第十八条第一項の規定により前項の仮検疫済証に付する期間は、次に掲げる時間を超えてはならない。</p> <p>一 法第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものがあるときは、当該感染症について法第十六条第三項に定める時間</p> <p>（新設）</p> <p>二 チクングニア熱の病原体に感染したおそれのある者があるときは、二百八十八時間</p> <p>三 〃七（略）</p>